

○横浜市総合保健医療センター条例

平成 4 年 3 月 31 日

条例第 25 号

横浜市総合保健医療センター条例をここに公布する。

横浜市総合保健医療センター条例

(設置)

第 1 条 寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者、精神障害者、生活習慣病患者等(以下「要援護者」という。)に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図るため、横浜市総合保健医療センター(以下「センター」という。)を横浜市港北区に設置する。

(平 10 条例 17・平 12 条例 42・平 17 条例 18・一部改正)

(事業)

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 要援護者に係る診断、評価及び治療
- (2) 要援護者の在宅療養に関する相談及び指導並びに療養計画の作成
- (3) 寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者等の入所又は通所による療養
- (4) 精神障害者の入所又は通所による生活訓練、通所による就労訓練及びデイ・ケア(通所による施設の利用を通じて行う生活指導、作業指導等をいう。)
- (5) 地域医療機関との医療機器の共同利用
- (6) 保健医療及び福祉に関する研修及び研究
- (7) 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援及び相談、地域における交流活動の促進、精神障害者に関するサービスの利用調整等
- (8) その他前各号に準ずる事業

(平 12 条例 42・平 17 条例 18・平 20 条例 45・平 22 条例 15・平 25 条例 25・一部改正)

(施設)

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
 - (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院
 - (3) 自立訓練施設、就労支援施設及び精神科デイ・ケア施設
 - (4) 前条第 7 号に掲げる事業を行う精神障害者生活支援施設
- 2 前項第 1 号に規定する診療所の病床数並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する施設の定員は、規則で定める。

(平 7 条例 33・平 10 条例 17・平 10 条例 28・平 12 条例 42・平 18 条例 28・平 18 条例 64・平 20 条例 45・平 21 条例 25・平 22 条例 15・平 24 条例 15・平 28 条例 8・令 3 条例 59・一部改正)

(休所日等)

第 4 条 センターの休所日、開所時間及び受付時間は、規則で定める。

(利用の制限等)

第 5 条 次条第 1 項に規定する指定管理者は、センターの利用者が次のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒否し、若しくは制限し、又は退所を命ずることができる。

- (1) センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用がセンターの管理上不適当と認められるとき。

(平 17 条例 100・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 6 条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
 - 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。
 - 5 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。
 - 6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(平 17 条例 100・追加、平 22 条例 15・平 23 条例 48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第 7 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平 17 条例 100・追加)

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平 23 条例 48・追加)

(利用料金)

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額

ア 一般診療(エからキまでに規定する診療を除く。以下同じ。)を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.1 を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法

(イ) 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項(これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準

(ウ) 健康保険法第 86 条第 2 項第 1 号(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第 76 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額の算定方法

イ及びウ 削除

エ 労災診療(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の規定により療養の給付として行われる診療をいう。)を受けるときは、算定方法等を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

- オ 地公災診療(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。)を受けるときは、算定方法等を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額
- カ 公害健康被害診療(公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)の規定により療養の給付として行われる診療をいう。)を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成 4 年環境庁告示第 40 号)により算定した額
- キ 自動車損害診療(自動車(自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第 2 項に規定する運行をいう。)により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。)をいう。)を受けるときは、[ア](#)により算出された額に 2.0 を乗じて得た額
- (2) 介護老人保健施設において、介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション又は同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)を受ける場合は同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 28 項に規定する介護保健施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護(以下「介護保健施設サービス等」という。)を受ける場合は同法の規定により定められた介護保健施設サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (2)の 2 介護医療院において、介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 29 項に規定する介護医療院サービス又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護(以下「介護医療院サービス等」という。)を受ける場合は、同法の規定により定められた介護医療院サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (2)の 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 8 項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を受ける場合、自立訓練施設において同条第 12 項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を受ける場合又は就労支援施設において同条第 13 項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を受ける場合は、法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において法第 5 条第 15 項に規定する就労定着支援(以

下「就労定着支援」という。)を受ける場合又は精神障害者生活支援施設において同条第 16 項に規定する自立生活援助(以下「自立生活援助」という。)を受ける場合は、法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた就労定着支援又は自立生活援助に係る費用の額、法第 5 条第 18 項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第 51 条の 14 第 3 項の規定により定められた費用の額、法第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第 51 条の 17 第 2 項の規定により定められた費用の額

- (2) の 4 法第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する支給決定(短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労定着支援に係るものに限る。)を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第 29 条第 3 項第 2 号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において就労定着支援に準ずるサービスを受ける場合は同条第 3 項第 2 号の規定により定められた就労定着支援に係る額

- (3) 診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の特別室を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

ア 1 人室 1 日につき 4,000 円

イ 2 人室 1 日につき 2,000 円

- (4) 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

ア 診断書

(ア) 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの 1 通 3,000 円

(イ) その他の診断書 1 通 1,000 円

イ 証明書

(ア) 医師の診断を必要とする証明書 1 通 1,000 円

(イ) その他の証明書 1 通 500 円

- (5) 前各号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(平 6 条例 13・平 6 条例 51・平 10 条例 17・平 12 条例 42・一部改正、平 17 条例 100・旧第 6 条繰下・一部改正、平 18 条例 28・平 18 条例 38・平 18 条例 63・平 18 条例 64・平 20 条例 23・平 21 条例 25・平 22 条例 15・平 23 条例 39・一部改正、平 23 条例 48・旧第 8 条繰下、平 24 条例 15・平 24 条例 52・平 25 条例 25・平 25 条例 72・平 26 条例 9・平 27 条例 14・平 28 条例 8・平 30 条例 15・平 30 条例 71・令 3 条例 59・一部改正)

(利用料金の納付)

第10条 利用料金は、その都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(平10条例17・全改、平17条例100・旧第7条繰下・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例17・全改、平17条例100・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下)

(横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会)

第12条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例100・旧第10条繰下、平23条例48・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成4年8月規則第80号により同年10月1日から施行)

附 則(平成6年3月条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例、横浜市衛生研究所条例、横浜市救急医療センター条例、横浜市立市民病院条例、横浜市立港湾病院条例、横浜市老人リハビリテーション友愛病院条例及び横浜市小児アレルギーセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月条例第51号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例、横浜市民立市民病院条例、横浜市立港湾病院条例、横浜市老人リハビリテーション友愛病院条例、横浜市愛児センター条例及び横浜市小児アレルギーセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 6 月条例第 33 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 10 年 6 月条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月条例第 42 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 18 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月条例第 100 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市総合保健医療センター条例第 6 条第 1 号ウ及び第 2 号の改正規定は平成 17 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 6 月規則第 97 号により同年 7 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第 8 条の規定は、平成 17 年 10 月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月条例第 28 号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第 1 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第8条の規定は、第1条の規定の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 〔前略〕第3条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金、使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る利用料金、使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市総合リハビリテーションセンター条例、第2条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例及び第3条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金、使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る利用料金、使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月条例第64号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市地域療育センター条例、第2条の規定による改正後の横浜市総合リハビリテーションセンター条例、第3条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例、第4条の規定による改正後の横浜市スポーツ医科学センター条例、第5条の規定による改正後の横浜市救急医療センター条例、第6条の規定による改正後の横浜市保健所及び福祉保健センター条例、第7条の規定による改正後の横浜市衛生研究所条例及び第8条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金、使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る利用料金、使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月条例第45号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 21 年 4 月規則第 50 号により同年 6 月 1 日から施行)

附 則(平成 21 年 3 月条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月条例第 39 号)

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号)第 2 条中障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 48 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成 24 年 2 月条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月条例第 25 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月条例第 72 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月条例第 9 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 14 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月条例第 15 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月条例第 71 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 号アただし書の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第 9 条第 1 号アただし書の規定は、前項ただし書の規定による施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定に基づく横浜市総合保健医療センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。